

(別記)

基準適合表示交付要領

1. 目的

この交付要領は、一定の自動車について、その排出ガスに含まれる窒素酸化物及び粒子状物質が自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第14条の規定による道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条に基づく技術基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを示す表示（以下「基準適合表示」という。）を交付することにより、自動車の排出ガス低減性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ排出ガス低減性能の高い自動車の普及を促進するとともに、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）別表第一に定める窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内において自動車を運行する場合にあっては、技術基準に適合したものを使用することを促進することを目的とする。

2. 定義

この交付要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

- ①「自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）をいう。
- ②「自動車検査証」とは、道路運送車両法に規定する自動車検査証をいう。

3. 基準適合表示の交付の対象とする自動車

- (1) この交付要領による基準適合表示の交付の対象とする自動車は、一種交付対象自動車及び二種交付対象自動車とする。
- (2) (1)の「一種交付対象自動車」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する自動車をいう。
 - ①普通自動車（道路運送車両法第3条に規定する普通自動車をいう。）又は小型自動車（同条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）をいう。）であること。
 - ②車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）が3,500キログラムを超えるものであること。
 - ③自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程（平成11年運輸省告示第600号）第2条の規定による認定を受けたものでないこと。
 - ④軽油を燃料とするものであること。
- (3) (1)の「二種交付対象自動車」とは、(2)の①及び③の要件に該当し、②又は④の要件に該当しない自動車（人の乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）であって、基準適合表示の交付の対象とすることが適当であると国土交通省及び環境省が認めるものをいう。

4. 新車の一種交付対象自動車に係る基準適合表示の貼付

平成20年1月以降に最初の自動車登録ファイルへの登録（道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。）を受ける一種交付対象自動車については、当該一種交付対象自動車の製作工場又は販売店において、次の表の左欄に掲げる自動車ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる基準適合表示を、当該一種交付対象自動車の後面ガラス（後面ガラスに貼付できない場合又は後面ガラスに貼付すると見えにくい場合にあつては、当該一種交付対象自動車の車体。以下同じ。）の見やすい位置に貼付するものとする。

自動車	基準適合表示
① 型式の識別記号が「A * G」である自動車	様式第1の基準適合表示
② 型式の識別記号が「KR」、「HY」、「KS」又は「HZ」である自動車	様式第2の基準適合表示

5. 新車以外的一种交付対象自動車に係る基準適合表示の交付及び貼付等

- (1) 平成19年12月以前に最初の自動車登録ファイルへの登録を受けた一种交付対象自動車の使用者（当該一种交付対象自動車に係る自動車検査証に記載される使用者をいう。以下同じ。）は、その使用する一种交付対象自動車について基準適合表示の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第3）に当該一种交付対象自動車に係る自動車検査証の写しを添えて、次の表の左欄に掲げる自動車ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる交付者（以下「交付者」という。）に申請しなければならない。

自動車	交付者
① 自動車検査証の「自家用・事業用の別」の欄に「事業用」と記載されている自動車	国土交通省
② 自動車検査証の「自家用・事業用の別」の欄に「自家用」と記載されている自動車	環境省

- (2) 交付者は、一种交付対象自動車の使用者から(1)の規定による申請があったときは、当該一种交付対象自動車に係る自動車検査証の記載内容を確認し、当該記載内容が次の表の左欄に掲げる要件に該当する場合には、当該一种交付対象自動車の使用者に対し、それぞれ同表の右欄に掲げる基準適合表示を交付するものとする。

要件	基準適合表示
① 型式の識別記号が「A * G」であること	様式第1の基準適合表示
② ①の要件に該当しない場合であって、備考欄に「使用車種規制（NO _x ・PM）適合」と記載されていること	様式第2の基準適合表示

- (3) (2)の規定により基準適合表示の交付を受けた一种交付対象自動車の使用者は、当該基準適合表示を当該一种交付対象自動車の後面ガラスの見やすい位置に貼付するものとする。

- (4) 国土交通省は、(2)の規定により一種交付対象自動車の使用者に対し基準適合表示の交付を行った場合には、できる限り速やかに当該一種交付対象自動車に係る交付申請書及び自動車検査証の写しを環境省まで送付するものとする。

6. 二種交付対象自動車に係る基準適合表示の交付及び貼付等

- (1) 二種交付対象自動車の使用者は、その使用する二種交付対象自動車について基準適合表示の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第3)に当該二種交付対象自動車に係る自動車検査証の写しを添えて、5(1)の表の左欄に掲げる自動車ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる交付者に申請しなければならない。
- (2) 交付者は、二種交付対象自動車の使用者から(1)の規定による申請があったときは、当該二種交付対象自動車に係る自動車検査証の記載内容を確認し、当該記載内容が次の表の左欄に掲げる要件に該当する場合には、当該二種交付対象自動車の使用者に対し、それぞれ同表の右欄に掲げる基準適合表示を交付するものとする。

要件	基準適合表示
① 型式の識別記号が「A * E」、「A * F」又は「A * G」であること	様式第1の基準適合表示
② ①の要件に該当しない場合であって、備考欄に「使用車種規制 (NO _x ・PM) 適合」と記載されていること	様式第2の基準適合表示
③ ①及び②の要件に該当しない場合であって、国土交通省及び環境省が認めるもの	様式第2の基準適合表示

- (3) 5(3)の規定は(2)の規定により基準適合表示の交付を受けた二種交付対象自動車の使用者について、5(4)の規定は(2)の規定により二種交付対象自動車に対し基準適合表示の交付を行った場合について準用する。この場合において、5(3)、及び(4)中「(2)」とあるのは「6(2)」と、「一種交付対象自動車」とあるのは「二種交付対象自動車」と、「当該一種交付対象自動車」とあるのは「当該二種交付対象自動車」と読み替えるものとする。

7. 基準適合表示の管理並びに基準適合表示の交付を行った一種交付対象自動車及び二種交付対象自動車に係る情報の記録及び管理等

- (1) 製作工場及び販売店は、基準適合表示について紛失等のないよう適切に管理を行うものとする。
- (2) 国土交通省は、5(2)及び6(2)の規定により基準適合表示の交付を行った一種交付対象自動車及び二種交付対象自動車に係る交付申請書及び自動車検査証の写しに記載された情報の記録及び管理を行うものとする。
- (3) 環境省は、5(2)及び6(2)の規定により基準適合表示の交付を行った一種交付対象自動車及び二種交付対象自動車に係る交付申請書及び自動車検査証の写しの管理、並びにこれらに記載された情報の記録及び管理を行うものとする。

- (4) 国土交通省及び環境省は、(2) 及び (3) の規定の実施のため、必要に応じ、基準適合表示が貼付された自動車の車台番号及び基準適合表示の状況、当該自動車に係る自動車検査証その他の事項の確認を行うものとする。
- (5) 5 (1) 及び 6 (1) の規定により申請を行った一種交付対象自動車の使用者及び二種交付対象自動車の使用者は、(4) の規定による確認が行われること、並びに、当該確認の結果、5 (2) 及び 6 (2) の規定により基準適合表示の交付を受けた後当該基準適合表示を当該申請に係る一種交付対象自動車及び二種交付対象自動車に貼付していないなど、基準適合表示を不適切に使用していたことが判明した場合には、当該基準適合表示を交付者に返納することについて、同意したものとみなす。

様式第 1



様式第 2



様式第3

年 月 日

国土交通省 殿
環境省

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

印

基準適合表示交付申請書

下記により基準適合表示の交付を受けたいので、基準適合表示交付要領 5 (1) 6 (1) の規定により、申請します。

記

1. 基準適合表示の交付を受けようとする自動車

- (1) 自動車登録番号又は車両番号
- (2) 初度登録年月
- (3) 自動車の種別
- (4) 用途
- (5) 自家用・事業用の別
- (6) 車両総重量
- (7) 車台番号
- (8) 型式
- (9) 燃料の種類

2. 添付書類

基準適合表示の交付を受けようとする自動車に係る自動車検査証の写し

連絡先 (担当者名)	(電話)	(FAX)
(メールアドレス)		
送付先 (郵便番号)	(住所)	

【注 意】

- 基準適合表示の交付を受けようとする自動車の所有者と使用者が異なる場合には、所有者との契約等に基づき事前に自動車へ基準適合表示を貼付することについて所有者の了解を得るなど、適切に対応してください。万一、自動車へ基準適合表示を貼付したことにより、所有者との間に紛争が生じたとしても、国土交通省及び環境省は責任を負いかねます。
- 送付先の住所の欄には、文書等が確実に到達する住所を記入してください。また、連絡先・送付先を変更した際は、速やかに国土交通省自動車交通局技術安全部環境課又は環境省水・大気環境局自動車環境対策課に連絡してください。
- 基準適合表示交付要領7(5)の規定により、申請を行った場合、国土交通省及び環境省により基準適合表示が貼付された自動車の車台番号及び基準適合表示の状況、当該自動車に係る自動車検査証その他の事項の確認が行われること、並びに、当該確認の結果、交付を受けた基準適合表示を上記1の自動車に貼付していないなど、当該基準適合表示を不適切に使用していたことが判明した場合には、当該基準適合表示を交付者に返納することについて、同意したものとみなされます。

附 則

1. 施行期日

この交付要領は、平成20年1月1日から施行する。

2. 申請に関する経過措置

- (1) 5 (2) 又は6 (2) の規定により基準適合表示の交付を受けようとする一種交付対象自動車の使用者又は二種交付対象自動車の使用者は、平成19年12月17日から施行日の前日までの間においても、その申請を行うことができる。
- (2) (1) の規定により申請があったときは、施行日において5 (1) 又は6 (1) の規定によりその申請があったものとみなす。